

機器の設置等に関する仕様書

大分県税事務所電話交換設備リース契約書における、機器の設置および機器の仕様に関して、必要な事項を以下のとおり定める。乙は、契約書とこの仕様書並び関係法令を遵守して、適切に業務を実施しなければならない。

1. 機器の設置

概要:

本仕様書は、大分県税事務所に係る下記設置場所に設置する電話交換機及び多機能電話機(以下、「電話交換設備等という。」)の仕様を定めるものである。設置する機器については、現行又は同等以上の機能を有するものとする。

設置場所:

- ① 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館1F及び2F
大分県税事務所 (以下、「設置場所Ⅰ」という)
- ② 大分県大分市大津町3丁目4番13号 大分県交通会館2F
大分県税事務所自動車税管理室 (以下、「設置場所Ⅱ」という)

契約期間:

令和8年7月1日から令和15年6月30日までの7年間とする。

本契約は長期継続契約であり、予算措置のなされる限り、賃貸借の期間に定める期間契約を継続する。この期間中に、組織変更等により機器の増設等が必要になった場合は、両者の協議により一部仕様を変更する事が出来る。

設置完了期限:

令和8年6月末までに据付調整を完了することとする。

遵守事項

乙は、本賃貸借契約の履行においては、電気通信事業法、有線電気通信法、郵政省令で定められる端末設備の技術基準、電気設備技術基準、その他関係法令諸規則等を遵守すること。

また、本仕様書に明示されていない事項でも、機器導入にあたり当然必要な工事や部品については、乙の負担で行うものとする。

保証及び保険

遵守事項のほか、保証等については次のとおりとする。

- (1) 乙は、納入及び設置までに発生したいかなる事故に対しても、その責任を負うものとする。
- (2) 保証期間は、賃貸借契約後1年間とし、設計あるいは施工上の責任とみなされる故障や障害等が発生した場合は、速やかに乙の負担において、修理または交換を行うこと。
- (3) 乙は、自己の負担で機器等に動産総合保険を付保しなければならない。

設置作業内容:

(1) 電話交換設備設置作業

本作業は、設置場所Ⅰ及び設置場所Ⅱへ電話交換システム本体、電源装置、周辺機器等を設置し、各フロアでの電話機の取替え作業を行うものである。

(2) 設置場所Ⅰのうち、大分県庁舎別館2Fフロア(大分県税事務所)内の配線について

本作業においては、既設・新規増設分を含め、新規に配線を行うこととする。なお、その他の場所においては配線に問題がなければ、甲と協議のうえ、既設のものを流用可とする。

(3) 既存設備の撤去

乙は、設置場所Ⅰ及び設置場所Ⅱに設置されている現電話交換システム本体、および電源装置、電話機及びケーブル類等の撤去を行う。なお、その荷造り及び運送の費用は乙が負担するものとする。

納入機器数量:

納入する機器は下記内容について行うものとする。

(1) 設置場所Ⅰ(大分県庁舎別館1F及び2F)

	項目	数量	備考
本体	電話交換機	1 式	一重化構成
電源装置	電話交換機用電源装置	1 式	停電対応 3 時間以上
電話機	デジタル多機能電話機	69 台	30 ボタン以上
	INS 停電対応型デジタル多機能電話機	6 台	24 ボタン以上
周辺機器	通話録音	1 式	内蔵 150 時間以上

(2) 設置場所Ⅱ(大分県交通会館2F)

	項目	数量	備考
本体	電話交換機	1 式	一重化構成
電源装置	電話交換機用電源装置	1 式	停電対応 3 時間以上
電話機	デジタル多機能電話機	28 台	24 ボタン以上
	INS 停電対応型デジタル多機能電話機	2 台	24 ボタン以上
周辺機器	通話録音	1 式	内蔵 40 時間以上

搬入:

乙は、搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入することとする。

試験:

乙は、機器据付工事完了後、総合試験を行うこととする(外線転送時の音声レベルの調整を含む)。

検査および検収:

乙は、本仕様書に基づき検査を行い、合格をもって検収を行うこととする。

保証:

検収後1年以内に設計、製作および、工事不良によると認められる事故が発生したときは、乙は、速やかに修理を行うこととする。この修理に必要な費用は乙が負担するものとする。

申請手続:

本工事の施工、完成に必要な通信事業者への申請手続は、乙が代行することとする。

2. 機器の仕様

①電話交換機

概要:

(1) 本電話交換機は、電話交換機本体、電話機、電源装置、他周辺装置により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

- ①内線相互通話
- ②内線と局線間通話
- ③内線と専用線間通話

(2) 本電話交換機、構内交換設備に関する技術基準及び関係ある法令規格等を満足するものとする。

方式:

容量	設置場所Ⅰにおいては、640ポート以上 設置場所Ⅱにおいては、66ポート以上
通話路方式	PCM 時分割方式
制御方式	蓄積プログラム制御方式
プロセッサ	32ビットマイクロプロセッサ
中継方式	・個別着信方式 ・追加ダイヤルイン方式 ・PBXダイヤルイン方式 ・着サブアドレス呼出方式 ・電子ボタン電話応答方式(直結式) ・電子ボタン電話応答方式(索線式) ・INS ネットダイヤルイン方式
その他	・すべての電話機は、有線接続ですること。 ・防災無線回線への接続が可能なこと。 ・設置場所Ⅰ及び設置場所Ⅱに設置した電話機については相互に同一ビル内と同じように内線通話・転送が可能であること。

機能要件:

業務終了時刻に自動的に留守番電話に切り替えることができること。

上記の切り替えに係る設定を、乙が管理する保守コンソールから容易に行えること。

トラヒック条件:

内線電話機 1 回線あたりの標準発着呼量は 6.0HCS 以上とする。

収容回線数:

(1) 設置場所 I (大分県庁舎別館1F・2F)

種別		現用	実装	備考
内線	アナログ内線	1 回線	8 回線	
	デジタル内線	75 回線	80 回線	
局線	INS ネット 64	8 回線	10 回線	INS64 局線用DSU含む
	アナログ局線	13 回線	16 回線	
専用線	専用線 (設置場所 I ~ 設置場所 II)	2ch	4ch	LD(長距離内線機能含む)

(2) 設置場所 II (大分県交通会館2F)

種別		現用	実装	備考
内線	アナログ内線	1 回線	8 回線	
	デジタル内線	30 回線	40 回線	
局線	INS ネット 64	1 回線	4 回線	INS64 局線用DSU含む
	アナログ局線	3 回線	4 回線	
専用線	専用線 (設置場所 I ~ 設置場所 II)	2ch	4ch	LD(長距離内線機能含む)

電氣的条件:

電源電圧 AC100V±10V (50/60Hz)

構造:

- (1) 「19 インチラック搭載」「卓上設置」「平置き設置」「縦置き設置」「壁掛け設置」の設置形態が可能な構造とする。
- (2) 専用ハードウェアにより高信頼性を確保し、保守点検が容易な構造とする。
(汎用サーバの使用は信頼性を考慮し不可)
- (3) 耐震性能は、水平加速度 1.1G(震度 7 相当)に対応可能なこと。
- (4) 使用部品は、欧州 RoHS 指令に適合し、有害物質を定められた閾値以上含有していないこと。

環境条件:

- (1) 周囲温度:5°C~35°C
- (2) 相対湿度:10%~90%(結露しないこと)

②電話機

デジタル多機能電話機:

機能ボタン数 :30 ボタン以上、保留、転送、フッキングの固定機能ボタン
(ただし、設置場所Ⅱに設置する電話と、停電用電話は24 ボタン以上)

その他機能要件 :ナンバーディスプレイ表示ができること。

発着信履歴(発信・着信ともに50件以上)の蓄積ができること。

③保守コンソール機器(納入機器には含まれないが、乙が管理する機器であること)

機能要件:

設置場所Ⅰ及び設置場所Ⅱに設置した電話交換設備等について、下記の機能を有すること。

(1)局データの新規登録、変更及び削除が容易にできること。

(2)各種アラーム情報が項目毎に表示できること。